

第23回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

平成24年6月13日

【日原次長】 それでは、時間になりましたので、ただいまより「第23回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を開催させていただきます。皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、津川政務官、出席の予定でございますけれども、前の会議が延びておりまして、遅れております。政務官到着次第、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日の会議の議事につきましては、後ほど座長からお話がありますとおり、報道関係者の皆様に公開で開催させていただく予定ですが、冒頭のカメラ撮りにつきましては、議事進行を座長にお願いするまでとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料を確認させていただきたいと存じます。議事次第、委員名簿、配席図、配付資料一覧のほか、資料1から資料4、参考資料1-1から参考資料4-3までとなっております。配付漏れがございましたらお知らせください。

なお、会議でのご発言の際には、席上のマイクのボタンを押して、マイクをご使用いただき、終了後は再びボタンを押していただければ幸いです。

以後の議事進行につきましては、中川座長にお願いしたいと思います。

恐縮ですが、カメラ撮りにつきましてはこれまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

【事務局】 では、〇〇先生（委員）、よろしくお願いいたします。

【委員】 それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、本有識者会議の規約では、「会議は原則として非公開で開催する」とされておりますが、本日も前回同様に、報道関係者の皆様に公開で会議を行うこととしたいと思います。また、委員の皆様には、議事録の確認につきまして、これまで大変ご多忙の中を速やかな対応にご協力をいただいておりますが、できるだけ早く公開できるよう努めてまいりたいと思います。今後ご協力のほど、改めてよろしくお願いいたします。

以上、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 次に、報道関係者の皆様をお願いをいたします。ただいま申し上げましたとおり、皆様に公開で会議を行います。なお、会場の都合上、事前に登録していただくようお願いしております。傍聴される報道関係者の皆様におかれましては、進行の妨げにならないよう、ご協力をよろしくをお願いいたします。仮に進行を妨害される方がいらっしゃるような場合には、退出していただく等の措置を講じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事次第(1)「ダム事業の検証の検討結果について」に入りたいと思います。本日は、新たに4つのダムについて意見を述べることにしたいと思います。報告された資料については、委員の先生方にはあらかじめご覧いただいているところではありますが、まず、事務局から概要をご説明いただきたいと思います。また、各委員からは、お気付きの点についても、既にお寄せいただいておりますので、説明に当たっては、適宜、補足しながらご説明いただければと存じております。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局から概要をご説明したいと思います。

まず、参考資料の1-1が儀明川ダムの検討の結果です。1ページですが、この儀明川ダムは、新潟県の上越市を流れる儀明川に建設するダムで、儀明川は流域面積15.5km²、長さ9.68kmの河川です。上越市は、全国でも有数の豪雪地帯で、豪雪対策が非常に重要なところですが、2ページは、過去の主な洪水を表1.1にまとめておりますけれども、昭和40年9月の台風24号により洪水被害を受けています。また、渇水については、深刻な水不足に見舞われており、特に平成6年の渇水が大きかったということです。

全国有数の豪雪地帯ということで、克雪対策が大きな課題です。従来から、機械除雪を行っておりますけれども、交通渋滞が発生し、さらには地下水の利用では地盤沈下問題が生じたこともあり、地下水利用から表流水を利用した除雪方式への転換を図ってきているということです。儀明川ダムでは克雪のための消流雪用水の確保も目的としています。

河川整備計画は現在策定中であり、素案ではおおむね30年間の計画対象期間で、先ほどの昭和40年の洪水を対象とした目標を設定しています。

3ページは流水の正常な機能の維持ですが、期別に正常流量を設定しており、冬場の12月1日から3月末は消流雪用水を確保するということです。

ダムの目的は、洪水調節、流水の正常な機能の維持、克雪用水の確保です。この克雪用水は、上越市に対して、新たに最大4万3,200m³/日を確保するものです。ダムの諸元

は、総貯水容量251万 m^3 、総事業費238億円、高さ36.8mの重力式コンクリートダムです。事業の経緯ですが、当初このダムでは上越市等への水道用水の確保も目的としていましたが、今回の検証で利水者に確認したところ、水道用水は撤退し、利水については克雪用水のみということです。事業の進捗状況については、全体238億円のうち30%程度の進捗ということです。

4ページは事業の点検です。事業費ですが、水道の撤退の分を除いた事業費238億円に対して点検を行い、残事業費165.7億円、工期は約7年ということです。堆砂計画、計画雨量等について、データを追加して点検した結果、従来のものが妥当ということです。利水については、克雪用水については参加、水道用水については事業参画を見送るということで、克雪用水の必要量等についても点検を行っています。

5ページには、治水対策の検討フローを示していますが、5つの治水対策案を立案しております。6ページと7ページに治水対策案の概要を示しています。①がダム+河道改修の現行案、②がダムの沢山川からの導水施設がない場合+河道改修の案、③が掘削、築堤による河道改修案、④が遊水地+河道改修案、⑤が放水路+河道改修案、それぞれの概要図、費用等についてまとめています。

8ページは、治水対策案についての評価ですが、県はそれぞれの評価軸について、この表にまとめられているような評価を行っています。凡例として、「○」、「△」、「×」、を示していますが、「○」は現行案より有利、「△」は同程度、「×」は不利ということです。治水対策案の総合評価をまとめていますが、③、④、⑤の案はコストを含めた評価から現行案に代わることはできない、②の案は、現行案と同程度と考えられるということです。

9ページは、利水と流水の正常な機能の維持についての対策案の立案とその評価ということで、利水対策案の検討フローを示しています。このような手順に従って、新規利水については4つの対策案、流水の正常な機能の維持については2つの対策案を立案しています。

10ページは、新規利水の対策案の概要ということで、現行のダム案が①、以下、②利水の単独ダム案、③河道外貯留施設案、④ため池案、⑤発電のダム使用权の振替案です。

11ページにこの5つの対策案について評価を行っています。新規利水、克雪対策案の総合評価ということで、②、③、④の案については、現行案に比べて不利、⑤については、関係者との調整に課題はあるものの、可能性として残す意味で同程度と県は判断されています。

1 2 ページが流水の正常な機能の維持についての対策案ということで、①が現行のダム案、②が利水単独ダム案、③がため池案、それぞれ概要、費用等を示しています。1 3 ページは評価ですが、流水の正常な機能の維持の対策案としては、コスト、実現性等から、現行ダム案に代わる案はないと判断されています。

1 4 ページは、目的別の評価を踏まえた総合的な評価ということで、現行案、儀明川ダムと河道改修の組み合わせによる案が優位であると判断されています。

検証を進めるに当たっての手順を図で示していますが、県では4つのダム事業について、この枠組みで検討を進めております。新潟県のダム事業検証検討委員会で学識経験者からの意見を聴き、関係利水者、関係住民、関係市町村長、県といった構成メンバーでダムごとに流域懇談会を設置して意見聴取を行い、ダム事業検証検討委員会が県に対して提言するという枠組みで検討されています。

ダム事業検証検討委員会からの提言として、現行案によることが優位であると認められるため、ダム事業を継続することが妥当ということです。そして、関係者から成る流域懇談会は、表 6. 3 に示したメンバーで2回開催され、1 5 ページに主な意見を示しています。パブリックコメントを行って9件の意見をいただき、その中で儀明川ダムに関連するのが1件ということです。新潟県では電子会議室を設けており、参加者を募って会議を行い、5名が参加されて述べ1 4 件の意見をいただき、そのうち儀明川ダムについては7件ということで、主な意見の概要を示しています。これらを受けて、公共事業再評価委員会で議論され、委員会の意見としては、県の対応方針どおりダム事業を継続することが妥当ということです。

こうした一連の検討を経て、県として儀明川ダムを継続するとの対応方針が報告されております。以上が儀明川ダムについてです。

続いて、参考資料 2 - 1 の新保川生活貯水池再開発事業です。

1 ページは流域の概要ですが、新保川ダムは佐渡島に建設するダムで、新保川は流域面積 1 2. 2 km²、長さ 1 2 km の二級河川です。

2 ページは過去の主な洪水を表にまとめていますが、昭和 5 3 年に戦後最大の洪水が発生し、平成 1 0 年にも梅雨前線による洪水が発生しています。過去の主な渇水についてですが、ここは島であり毎年のように深刻な水不足が発生し、夏場には農業用水が不足するというので、農家が割り振り表を作成して、輪番制で分水を行う取水統制が常態化している状況にあります。

河川整備基本方針は平成12年に策定され、河川整備計画は平成13年に策定されています。この河川整備計画は、25年の計画対象期間、70年に一回程度発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標としています。3ページには現況の流下能力図を示しています。

事業の概要ですが、目的として洪水調節、流水の正常な機能の維持、そして水道用水の供給として、佐渡市の水道用水日量500m³を確保するものです。この事業は再開発事業であり、ダムのかさ上げということで、従来の29mの新保川ダムを9mかさ上げし、それに56億円を要する重力式コンクリートダムです。事業の進捗状況をグラフに示していますが、事業費では全体56億円の22%の進捗ということです。

4ページは、事業の点検ということで、事業費の点検を行った結果、0.1億円減の55.9億円でおおむね変わらず、工期については5年で完了、堆砂計画、計画雨量等について、データを至近年まで追加して点検したところ、堆砂容量、雨量等は変わらないということです。水道用水は佐渡市の上水ですが、利水者への参画確認と、開発量の確認を行い、佐渡市からは日量500m³の取水が必要との回答をいただいているということです。

5ページ以降は、目的別対策案についての立案と評価です。先ほどの儀明川ダムと同様のフローで検討され、5つの治水対策案が立案されております。

6ページ、7ページがその概要ということで、①がダムのかさ上げ+河道改修の現行案、②が掘削案、③が引堤案、④が遊水地+掘削案、⑤が二線堤+掘削案で、それぞれ概要図、完成までに要する費用等を示しています。

8ページは評価結果です。評価の考え方は、先ほどの儀明川ダムと同様であり、治水対策案についての総合評価として、⑤の二線堤+掘削はコスト面で有利であり現行案よりも有効な代替案と評価され、②の河道改修の掘削案は現行案と同程度と評価されています。

続いて、新規利水と流水の正常な機能の維持の対策案についてです。検討の考え方については同じで、10ページに水道用水の対策案として抽出された4つの対策案として、①がダム再開発案、②が河道外貯留施設案、③がため池案、④が海水淡水化案を示しており、それぞれの概要と費用等をまとめています。また、流水の正常な機能の維持については、ダム再開発案と、ため池案の2つの対策案を抽出したということです。

11ページが評価結果で、新規利水については、③のため池案は、実現性や地域社会への影響で課題はあるものの、引き続き検討を進める余地があるということで現段階では現行案と同程度という評価で「△」、その他の河道外貯留施設、海水淡水化については「×」

ということです。流水の正常な機能の維持については、コスト、実現性等から、現行案に代わる案はないと判断されています。

12ページは、こうした目的別の評価を受けて総合的な評価です。目的別の評価結果が、すべての目的で一致していないということで、「中間とりまとめ」に示されているとおり、検証対象ダムや流域の実情等に応じて、総合的に勘案して評価をされています。流域の実情ということで、関係者からなる流域懇談会で、地域の意見として佐渡市は離島であり河川の水量が少なく、これまで水争いが絶えない地域であり、割り振り表による輪番制で分水を実施していることから、他の地域、他の流域からの水の融通が古くから困難な地域です。そういう意味で、農業用水、水道水の確保に苦労してきており、安定的な水源確保や流水の正常な機能の維持の必要性について地域の意識は極めて高く、ため池案は流域懇談会の中で受け入れられず、また、治水についても農地が浸水するというような対策案は受け入れられなかったということです。ダム事業検証検討委員会では、こうした地域の意見等を踏まえ、現行案が既設ダムを9mかさ上げする事業であり、新たなダム建設のような自然環境への影響は少ないことから、現行案が優位であるという提言を行っています。それを受けて、新潟県はコスト面で優位な代替案の組み合わせがあるものの、安定的な水利用、そして現行案の実現性とといったものを勘案し、総合的な評価としては現行案のダムによる案が優位との結論に達したということです。

こうした検討にあたっては、ダム事業検証検討委員会と新保川流域懇談会で議論されて、今のような総合的な評価になっているということです。そして、パブリックコメントについては、9件の意見のうち新保川ダムに関しては5件、電子会議室については意見はなかったとのことです。14ページに、主な意見をまとめていますが、いずれもダム推進のご意見ということです。公共事業再評価委員会からの意見聴取ということで、県の対応方針どおりダム事業を継続することが妥当との意見をいただいています。

これらを受けて、新潟県は新保川生活貯水池再開発事業を継続するとの対応方針を決定されて報告されています。以上が新保川生活貯水池再開発事業についてです。

次は、参考資料3-1の常浪川ダムの検討結果です。

1ページは、常浪川の概要ですが、阿賀野川水系にあり、ダムの流域面積は122.9km²ということです。

2ページは、過去の主な洪水ということで、平成16年7月に浸水被害が発生しています。渇水については、不特定補給の区域で用水が不足しているということです。河川整備

計画は未策定であり、現在素案ということで、おおむね30年の計画対象期間で、30分の1の洪水に対応することを目標にするとのこと。

次に3ページですが、このダムは洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的とする総貯水容量3,330万 m^3 、総事業費364億円、高さ66.4mの重力式コンクリートダムです。事業の進捗状況ですが、全体事業費364億円のうち128億円で35.4%の進捗です。なお、もともとは発電が参画していましたが、平成11年に撤退したという経緯があります。

4ページは、ダム事業の点検ですが、事業費は点検の結果7.6億円の増となり、残事業費で242.9億円になります。工期は着手して7年で完了、堆砂計画、計画雨量についてはそれぞれ至近年までデータを延伸して点検した結果、現行のものと大きく変わらないということです。

5ページは、治水対策案の立案ということで、今までの2つのダムと同様の考え方で、4つの対策案が抽出されています。

6ページ、7ページにその概要を示していますが、①がダム案、②が河道改修案として掘削+引堤の案、③が遊水地+河道改修の案、④が宅地のかさ上げ+河道改修+二線堤の案ということで、それぞれ概要図、費用等を示しています。

8ページがその評価結果です。治水についての総合評価の結果を示していますが、③の案はコストを含めた評価から現行のダム案に代わることはできないということで「×」、②の案は現行ダム案より有利、④の案はダム案と同程度と評価されています。

続いて、9ページは流水の正常な機能の維持についてです。利水単独ダム案とため池案の2つの対策案が抽出され、10ページ、11ページその概要を示していますが、①が現行のダム案、②が利水単独ダム案、③がため池案、この3つについて比較検討を行っています。評価結果が11ページですが、②案、③案とも、コストを含め現行案より不利と判断されています。ただ、新潟県は、流水の正常な機能の維持の対策については、治水、利水目的でダムをつくる場合に限り考慮すべきものと考えられるとしています。

そうしたことを受け、総合的な評価としては、現行ダム案以外の河道改修などの対策案によることが優位とされています。

検討の枠組みは、前の2つのダムと同様で、ダム事業検証検討委員会の提言は、現行ダム案によらない、河川改修などの治水対策案によることが優位であると認められるため、ダム事業を中止することが妥当とのこと。13ページは、流域懇談会の意見、パブリ

ックコメント、電子会議室の意見ですが、パブリックコメントは9件の意見の中で常浪川については1件、電子会議室では意見はなかったということです。再評価委員会の意見ですが、県の対応方針どおりダム事業を中止とすることが妥当ということです。県の対応方針は、現行ダム案によらない河川改修などの治水対策案が優位であるということで、このダムについては中止とするとの報告です。

次に、参考資料4-1ですが、晒川生活貯水池の検討結果です。

1ページは流域の概要ですが、晒川は信濃川水系田川の支川で流域面積3km²、長さ4.3kmの川で場所は十日町市です。十日町市は、先ほどの儀明川ダムの上越市と同様、全国でも有数の豪雪地帯で、この地域でも豪雪対策が大きな課題であり、このダムでも克雪のための利水があります。

2ページは、過去の主な洪水を表1.1にまとめていますが、昭和44年に既往最大の洪水が発生しており、また、昨年7月の集中豪雨により大きな被害が発生しています。

【委員】 すみません、もう少し手短にやっていただかないと、私どもの議論する時間がなくなるのを心配いたします。

【事務局】 はい。できるだけ手短に説明しているつもりですけれども、さらにスピードアップしたいと思います。

河川整備計画は策定中ということですので、図に書いてあるとおりです。

4ページはダムの概要ですが、洪水調節、流水の正常な機能の維持、そして克雪用水として、十日町市への供給を行うことを目的としています。ダムの諸元としては下に書いてあるとおりです。進捗状況は30%程度、全体事業費は86億円ということです。

5ページに事業の点検を示しています。事業費の点検の結果、2億円の増、工期については11年で完了予定、堆砂計画、計画量については変わらないということです。

6ページは、治水についての対策案の立案ということで、7つの案を立案し、その概要を7ページと8ページに示しています。

9ページは評価結果ですが、③の河道改修の掘削案、④の河道改修の掘削+特殊堤案、⑥の河道改修で余裕高を確保しない掘削案が、現行ダム案に代わる有効な代替案と考えられるとの評価です。

続いて、新規利水と流水の正常な機能の維持についてです。11ページに、新規利水の4つの対策案について概要と費用等をまとめております。

12ページが、その評価結果ということで、③の水系間導水、信濃川からの導水案と、

④の水系間導水、田川からの導水案が、コストでは不利ですが、総合評価では検討する必要があるということで、県としては現行ダム案と同程度と評価されています。

13ページが流水の正常な機能の維持ということで、2つの案について比較されています。その評価結果が14ページで、流水の正常な機能の維持については、コスト、実現性等から、現行のダム案に代わる案はないとの判断をされています。ただし、流水の正常な機能の維持については、治水、利水目的でダムを造る場合に限り考慮すべきものとされており、

15ページは総合的な評価ですが、晒川生活貯水池については、現行ダム案によらない、河川改修、水系間導水などの対策案が優位であると判断されています。

検討の枠組み、手順は、これまでの3ダムと同様で、ダム事業検証検討委員会からの提言として、現行ダム案によらない、河川改修、水系間導水などの対策案が優位であると認められるため、ダム事業を中止することが妥当とのことです。16ページですが、パブリックコメントについては、晒川に関連する意見は2件、電子会議室についてはなしということで、その主な意見を示しています。

17ページは、県の再評価委員会からの意見を示していますが、これらを踏まえて、県は晒川生活貯水池建設事業は中止するとのことです。

18ページですが、参考として昨年7月の新潟・福島豪雨の検証を行っています。今回の流量は9.2 m³/s程度であり、基本高水のピーク流量9.5 m³/sと同程度であったとのことです。この災害に対しては、県で災害復旧助成事業や災害対策等緊急事業推進費などにより、市街地の対策については完了するとのことです。以上でございます。

【委員】 どうもありがとうございました。

ここで、〇〇（政務三役）が先ほどからお越しいただいておりますので、ごあいさつをお願いできれば。

【政務三役】 〇〇（政務三役）の〇〇でございます。

本日も、〇〇先生（委員）をはじめ、各委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、心から感謝申し上げます。

本日も4つのダムの検討結果について、先生方からご議論をいただき、ご意見をいただければと思っております。また、本日のについては、例えば流水の正常な機能の維持についての部分ですとか、あるいはコスト面だけで考えますと、代替案のほうが有利であるものの、総合的に判断したもの等々ございます。それぞれのダムについての検証のあり方につ

いて、定められたとおり検証されてきたものかどうか、十分に検討されてきたものかどうかチェックをいただき、ご指導いただければありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど事務局からご説明いただいた件につきまして、委員の各位からご意見を賜りたいと思います。どうぞ。

【委員】 テクニカルな話というか、思い違いがあるかもしれないんですが、報告書の厚いほうで、資料3の常浪川ダムです。ほかの3カ所は平成23年9月の報告書で、これだけ平成24年6月ということになっておりまして、多分最後のページの参考1というのが後からついたので、日にちがこれだけ違うのだらうと思うんですけども、これは、新潟県のほうでこの形で公表されておりますでしょうか。けさほどホームページで見たときには、前のものは、私、見えたのですが、この6月のものがどうなっているのか。私が見落としかもしれませんが、載っていますということだったら、そのように教えていただければと思うんですが。よろしく願いいたします。

【事務局】 県からは、これから公表するという事をお聞きしています。

【委員】 そうですか。わかりました。

それをお尋ねした心は、資料3の一番後ろで、図1、図2というのがあって、「決壊しない堤防」の定義が云々で、これを外しましたということなんですが、これは、外さなければいけないほど重要な問題なのかというのをちょっといぶかしく思いました。ということで、お尋ねしました。

それでは、もう1つよろしいでしょうか。

【委員】 うん。

【委員】 次は、4カ所ともそうなんですが、今ご説明いただいた概要資料ではなかったんですが、それぞれの、例えば資料1とか2に、4-3ページというのがありまして、ダムの工期と現時点での完成見込みというのがあります。それで、きょうご説明いただいたダムは、いずれにしても着工というのか、補償工事や基礎掘削ということをはじめのが11年以上先の計画ということになっています。それで、このことについては、委員の先生いろいろご意見あろうかと思うんですが、私のお尋ねは、平成35年からやるという計画なんだけれども、いろいろ後ろでお金の比較をするときに、平成35年までかかるお金というのは何があって、どういうふうなことを見込んでおられるのかというのをお尋ねし

たいです。

【事務局】 ここでは、それぞれ本体に着手する時期を示しているものですが、それまでの間は、例えば付替道路や用地の取得などを進めていくということになるかと思います。

【委員】 通常着工が遅くなるのは、それまでにいろいろな事情があつて遅くなるということですが、この場合はそうではなくて、その気になれば、今からでもできるけれども、別途現在やっている幾つかのダムを先にやるので、これは後回しにするという選択でもって、11年先、あるいはさらにもう10年ぐらい先ということを前提にして議論されていると思うんですね。そうすると、それまでにかかるお金というのは、補償とか土地を買うとか、道路をつけかえるではなくて、10年間の工事を続けるための維持費というのかな、それがあるのだらうと思うんですね。そこをどうお考えになっているか。事務所を維持するとか、そういうことですね。つまりこれ、今の県庁のルールだと、これから幾らかかるかという議論をするわけですが、それが入っているのかどうか、お尋ねします。

【事務局】 今の点については確認して、後ほどお答えさせていただきます。

【委員】 この委員会でも時々問題になりました不特定用水の問題ですが、政務官もおっしゃられたんですけども、きょうの新潟県の見解は、流水の正常な機能の維持対策は、治水、利水目的でダムをつくる場合に限り考慮すべきものだと。これはコスト面だと思うんですが。というのは、ダムにのりつた場合の不特定用水の費用と、それ以外の費用を比べたら、明らかにダムにのるほうが安いわけです。ほかに新たに水源をつくる場合は高くつきます。したがって、そのコストはあまり重要視しないでいきたいと思います。ただし、コストの面ではそうなんですけれども、コストだけでは当然決まるわけではなくて、地域住民のいろいろな要望とか、例えば何らかの遊水池をつくるとか、ダムをつくるのに関して非常にアレルギー反応があるような場合、反対が強いような場合には、そういうことも当然考慮しなければいけない。こんな見解がある程度出てきているのではないかと思うんですが。我々もそういう議論をここでしてきたんですけども、それについて、事務局では、新潟県のこういう考え方で、例えばコスト面に関してはこれからある程度いけると考えているのか。要するに、不特定用水でダムにのる場合、そうでない場合、これも比較したらいいんですけども、それはあまり重要視しないでおこうというのがこの考え方ではないかと思うんですが、その辺について見解を教えてください。

【事務局】 新潟県の報告書の中でも、流水の正常な機能の維持の必要性は認識されて

います。流域懇談会やパブリックコメントで、流水の正常な機能の維持に対する特段の意見がなかったことから、緊急性が小さいという判断をされたようです。ダムの検証においては、河川整備計画で想定している目標に対して比較することとなっていますが、新保川以外の3ダムに関しては、河川整備計画が策定されておりません。本来であれば、治水だけではなく、流水の正常な機能の維持に関しても、その必要性について計画として整理がなされ、目標が定められていれば、基本的には河川整備計画で想定している目標を達成するための対策案を立案して、比較するのが普通だと思います。今回の新潟県の場合は、このような特殊な理由もあるのではないかと考えておりますので、今後この方式でということにはならないと思います。

【委員】 それなら、もう一回確認ですけれども、要するに不特定用水について、ここで考えられたような考え方は特殊なケースであるということですか。地域住民のいろいろな意見は、当然のことながら反映しなければいけないと思いますが、そうではなく、コストに関して、こういう考え方はあまり好ましくない。好ましくないというよりも、特殊な例であるという考え方ですか。

【事務局】 新潟の今回の3ダムに関しては「中間とりまとめ」で示されていたものは、河川整備計画が策定されていないということの中での県の判断だと思っております。

【委員】 僕はちょっとわかりにくいところはあるんですけども、それはそれで、一応そういう今のところの見解であるということですか。

【委員】 そうおっしゃりながら、しかし、片一方で同じダム案とその他のを比較するときに、当然のことながら、ダム案にのっている不特定の用水は、きちっとした目的なり、容量とか、そういうものを決めてやっている。それが同じ河川で、ダムをつくらない場合は問題にならないということ自体は、そういったものの役割というか、河川全体としての機能、それが片一方は要るし、片一方は要らないというのは整合性が全然とれないというように感じるのだけれどもね。だから、それは全体を評価するとき、総合評価するとき、おそらくそういう考えに立たれたんだと思うのだけれども、そういうのは片手落ちではないんですかね。逆に言うと、比較のしようがないのではないかと。

【委員】 河川整備計画に書かれていないからというか、河川整備計画がまだ定まっていないからという話だけではやはり進まない話だと思います。というのは、河川としては、流水の正常な機能を含めて、いわゆる水利とあわせて正常流量を確保していくということが重要な河川の機能だと考えているわけです。ところが、ダムをつくらない場合には、流

水の正常な機能まで、いわゆる不特定まで補う方法というのはなかなか見つからないことも確かなことです。洪水調節と利水と不特定がうまく、ある程度のバランスの中でのわかってくるところで多目的ダムは可能だったんだけど、例えば常浪川のように、水利が撤退した、それから晒川のように、もともとわずかな水利だったかな、というふうなところでは、なかなか不特定の分が際立ってきて、ダム案、いわゆる多目的でダムをつくらない限り、不特定補給分を生み出す方法はなかなか難しいというぎりぎりの選択を迫られたときにどうするのが問題になっているのです。

私も、これまでの幾つかの例で、不特定に金がかかることを理由にダムが撤退できないというのはやめておきましょうということは何度か申し上げたのですが、では、不特定はいつも無視していいのかというと、そうではない。どういうふうに意識を持ってほしいのかというと、どうしてその足りない不特定をその流域で生み出すのかということについては議論してほしいし、方向性を書いてほしいし、今度河川整備計画の中で、今回の施設計画ではできなくても、どんなふうに流域の中で融通し合うんだというような思想は、河川整備計画の中に書かれるべきと考えています。河川整備計画がまだできていないということは、まさにこれから河川整備計画の中でそういう議論をしていきますということを、ダムの検証の中でも述べていただけたらいいと思うのです。私の感想になりましたけれども、この件に関してそういう気持ちを持っています。

【委員】 不特定補給、これはかんがい用水のように、長年、江戸時代から干ばつで苦しめられてきた、また、一遍枯れてしまったら、その年は収入が全く途絶えてしまうというふうなクリティカルなものです。いわば危機管理的に扱ってほしい。しかし、新潟県のように、治水、利水目的で貯留するダム計画が確立されなければ、不特定補給は単独ではしない。これは、一つの識見だと思います。そうではなくて、将来余裕ができれば、そういう環境用水、維持用事的な、ほんとに川を川らしくするような目的のために、アメリカが既にそういうことをずうっと前からやっていますけれども、そういうのはあってもいいと思うんですが、今はそういう段階にはないという現状認識もあるかと思います。

しかしながら、私がこの克雪用水に関して、これはこの検証では初めてのケースですから、やや疑問というか、感じましたことは、基本的に既得の水利権ができてしまえば、足りないものは皆、不特定だという安易な考え方では立ち行かないと思うんですね。それなりの長年の経験なり、問題の深刻さがあるって、こういうものが生まれてきたわけだと思うんですが、克雪用水というのは、わずか20年か30年そこら前に、新しい類型の水利権

として、養魚用水と同様に行政の中で確立されてきた、新しいものです。したがって、水利権も、いわゆる既得水利権のようなものではない。ですから、足りなかったら、なぜこれを新規増として負担金を取らない、アロケーションしないのか。それは、克雪用水自体が非常に公共性の高いもので、それを住民に負担させるようなわけにはいかないものがありますから、その同じ公共費のレベルでなぜいけないのか。一方では、新規克雪利水が必要だという。その辺、何か一貫性がないように見受けられます。したがって、ますます不特定補給に関してしっかりしたものがないといけないのではないかと。

ところが、河川砂防技術基準という、いわばバイブルのように大事にされているマニュアルですね。これが、以前は不特定用水の部は一まとめになって、一貫した把握ができるようになっていたのが、改訂の結果、ばらばらになってしまって、それぞれにぶら下がるような形にますます細分化されていったということもあるようですね。しかし、そういった一貫性のほかに、ほんとになぜ必要なのか、それぞれのクリティカルな苦勞というものはどういうふうに関係が具体化されるのかというようなことをしっかりやるべきではないかと思うんですけれども。もうこの検証も3合目ぐらいは突破していると思うんですが、ぼつぼつそういうことを考えてはどうでしょうか。全部済んでからでは問題を残すだけではないか。ここではいつどうふうに関係が反映するかわかりませんから、この委員会としても並行して議論すべきではないかと、私は思います、いかがでしょうか。

【委員】　　これまで20幾つダムを審査してきたのですが、その中でいつも、今、指摘した不特定水利についての議論がきちっと結論づけられていない。ダムがある場合、そうでない場合の対応、それを、コストだけで比較すれば、当然ダムが有利になっているが、あるダムによっては50%以上不特定がウェイトを占める。それがある程度マニュアルとか、そういうものに基づいて決められていても、必ずしもそれは実態と符合していない、一致していないかわからない。そういうようなことについて矛盾した、あるいは整合性のないような問題があらわれているように見受けられる。それで、〇〇委員（委員）がおっしゃるように、検討を進める上ではほんとにはっきりしておいたほうがいいのではないかと。必要性の問題と、今のコストというか、それでいいかげんな色分けをしてしまうと、不必要との判断もやって非常に問題がある。これは、次のステップというよりも、有識者会議の間で、これだけの問題ではなく、今まで検討してきた中で、そのプロセスで問題として取り上げるべきものが幾つかあると思いますので、そのようなことを全体として議論しながら整理をしていく、そういうことを早急にやりたいと思っているのですが。

【委員】 先ほどの発言で必ずしも正確に言えなかったところですが、常浪川でしたか、たしか新規利水が計画から外れて、治水だけの事業だと、ダム案と代替案がそんなに変わらない額になる、あるいは代替案のほうが安くなるという例でした。このときに、不特定補給単独を取り上げてどういうふうに議論するのかという話になったときに、不特定はこういうときには別途考慮しないで、つまり、ダムを選ぶかどうか代替案を議論するときに考慮しないのはいいのですが、将来その川をどうしていくかというときには、不特定の話というのは、もう前の昭和39年の河川法改正のときから不特定の話というか正常流量の話は出ていたわけですし、特に平成9年の改正後は、流水の正常なところで、環境に対する流量のあり方みたいなものはしっかり考えてきたわけだから、河川の計画をしていく中で、落としてはならないことだということは認識してほしい。

一方、晒川のほうは、利水がなお計画に残っています。利水が残っていて、利水について他水系からの導水、たとえば信濃川からの導水みたいなものも代替案に考えられ、それらが若干高くなる選択肢であるような状況で、それを選ぶために不特定を議論から落としたということは少し奇異な気がします。治水と利水と不特定という3つのバランスをうまく考えれば、どちらに転ぶかわからないぐらいの微妙なところで、そこは地域ごとの選択の度量のところだとは思いますが、必ずしも不特定を落とす考え方は、多目的という仕組みの意味の持つところが、十分議論されていないのではないかなという気がちょっとしました。

利水の議論が終わっているところだと、利水に代替案はもう考えなくていいから、常浪川のところではよく理解できるけれども、なおかつ利水が残っていて、他水系からの導水を考えなければいけないような仕組みの中で、多目的の仕組みで不特定も考えたときにどうなるのかという総合的な議論はあってもよかったのかなという気が残ります。でも、それは地域ごとのいろいろなものに対する、そのときどきの価値観みたいなものも多分あると思いますので、今回の決定に対してどうのこうの言うことはないのですが、考えるべき余地はあったのではないかということです。だから、不特定をどう考えるかという標準的ルールの中で、幾つかの目的がなお残っているときには、不特定はやはり一つの目的として、河川の将来の姿について、厳然とした一つの機能として考えていくということをおぼわすてはいけないという気がします。だからこそ、河川整備計画とか、そういうところで不特定をどういうふうに調整していくのかということをしっかり書いていただけたらと思います。

【事務局】 常浪川については、資料3の本報告書の4-51ページですけれども、※印のところに小さい字で書かれておりまして、「今後、河川整備計画を策定することとなるが、その際に河川環境の実態を把握し、監視を行うことで、機能の維持に努めていくこととする」ということで、委員のご指摘のことは、今後しっかり進めていくという報告書の記載になっています。

【委員】 了解しました。

【委員】 2つぐらいあるんですけれども、1つは、儀明川の参考資料1-1の最後の15ページの左側の電子会議室の意見というので、主な意見とあるんですけれども、そのうちの利水というところで、左側の一番下の行で利水のところで、「流雪溝の水が必要となる冬期間、儀明川には結構な水量があり、市民の目からは、『これだけ流れているのに、何で使えないのか』という疑問がある。おそらく流れている水は、高田発電所から沢山川を通過して流れてくる水と、流域の雪解け水だと思うが、この水を活用できないか」と質問が来ているんですけども、この計画で見ると、導水路があって、儀明川のほうに水を流すわけですね。ということは、この導水路を使って、沢山川の水も儀明川にため込むという、治水上の位置づけだけなのか、利水のときにも雪解け水をこちらに流して、それを克雪に使うのか。つまりこのご意見の質問に、この報告書は結局合っていることになっているんですか。答えていることになっているんですか。冬の水を沢山川の導水することで、発電所から出ている水ではないかと言っている、市民の人かな、何かあるんですけども、結局そういうふうになっていることになっているのか、そこだけ聞きたいんですけども。それならそれでいいのかなと思いますけれども、そこはそうはなっていないのか、どうなのでしょう。

【事務局】 この導水路は、洪水時に沢山川から儀明川ダムに導水して流量調整することが目的ですが、ダム洪水を貯めた後にそれを下流に流しますので、結局は流水の正常な機能の維持なり利水なりにも活用されることになります。目的としては、洪水を儀明川ダムに導入するための導水路ということです。

【委員】 10ページには、克雪、新規利水対策案の代案の①の中に、赤い線で導水がかいてあるから、結局この質問には答えていることになるということですね。この事業は。

【事務局】 ここでの現行案の導水トンネルは、洪水時の導水ということですが、結果としてダムから下流への補給になっており、役立っていると思います。今のご質問については、利水対策案の⑤の高田発電所の後谷調整池で発電運用を調整して新規開発を行う案

を対策案として検討しておりますが、これがお答えになるかと思いますが、対策案の比較検討を行った結果、現行案のほうが優位ということです。

【委員】 治水目的で、最初につくるけれども、そこでため込んだ水を使うのだから、結果的には沢山川の水も使うことになるということですね。

【事務局】 はい。

【委員】 わかりました。

それからもう1つは、これは今後とも続くので、国土保全局、ぜひ統一させておいてほしいんですけども、ところどころに、一番大事な基本高水流量の表現で、いまだに、例えば常浪川で、資料3の2-15などに、「70年に一回程度の確率で発生する規模の洪水とした」、こう書かれるんですよ。そうすると、市民は皆、70年に一回来るのねと理解してしまうんです。これは、統計学上、全く間違いですから。正しく言えば、毎年毎年70分の1の確率で、その雨以上が来るんですからね。超過確率ですから。これは、こういうものに出すときは……。統計学をあまり言っても、一般の国民には理解しにくい。だから、70年に一回と言うんだよと言う人がよくいますけれども、それが誤解が誤解を生んで、100年確率でやりましたといったら、100年に一回だけ来るんですねと、皆、思ってしまうんですね。こんな大事な資料にこんな誤った表現をされると、ほんとにわかって書いているのかという気がしますので、これは、国の指導というか、ほんとに皆、勉強すればいいのだろうけれども、いまだに時々散見されるので、そんなつもりで地元の説明しているのかなとか、正しい情報を伝えて、地元の理解を得ているのかなとか、計画を立てているのかと、根本を疑いたくなりますので、これは思い切り指導してほしいと思います。

ただ、一方、渇水のほうはちょっと緩めに評価すれば、例えば10年に一回といっても、そう間違いではないんですよ。というのは、洪水のほうは、言ってみれば、PMP、可能最大降水量ぐらいまでは、幾らでも、雨、考えられますけれども、低いほうは、小さいほうですから、そう言ったって、そう間違いではないんだけど、それでも、それ以下の雨が降りますと言ったほうが正しいんですけども。渇水流量でも。それでも、そんなに間違いではないんだけど、ここが一番根本な数字ですから、ぜひひとつ国の指導といったら、何か嫌らしい言い方ですけども、ぜひお願いしたいと思います。

【委員】 今のお話は、70年に一遍と役所が言っているから、それにすっかり頼り切ったとか、丸のみして、仮に不正確であったとしても、それほど害はない。どうせ治水計画のほうは、実際にはまた役所がやるのだから、我々がやるのではないんだと。し

かし、アメリカの国営水害保険がなぜ頓挫を来したかというのは、やはり100年、200年確率というのが理解できなかったからだということです。これは、NATO、北大西洋条約機構の報告書に、そういうことが書いてあります。その隘路を打開するために、まず、自治体が被保険者になって、それからそれぞれに負担を求めるといような形で、どうやら人口とかエリアはカバーできていますけれども、いまだにその辺は理解されていない。これは、実害があるんですよ。保険に入らなくなってしまうわけですよ。あるいは、逆選択というようなことになったり。しかし、〇〇先生（委員）がおっしゃるように、やはり間違いの表現はないようにしてもらわないと。そもそも確率を使うということがおかしいというのは、もう何十年前前から言った人はあるんです。確率というのは、そもそも信用できないというか。

【委員】　　というか、それ以上のものも、またないということで、我々の人類が持っている最もベターなメソドロジーとしては使わざるを得ないところがありますね。だから、こういうことでアメリカの大学の先生と話しても、〇〇委員（委員）と同じように、アメリカ人もほとんど間違えていて、100年確率などと言うから、100年に一回だけだと信じ込んでしまう。100年に二、三回来たから、行政が言っているのはうそじゃないかと、全く信用されなくなってしまうのが、アメリカも続いてきたといようなことをよく言いますからね。

【委員】　　言葉であらわすより、何か表をかいたり、グラフをかいたり。

【委員】　　前原大臣のときにしゃべらせていただいたときに、これはおかしいですよと最初に言いましたけれども、またしばらくすると何となく復活してくるものですから。

【委員】　　わかりました。

【委員】　　先ほど私が不特定とか流水の正常な機能について、検証のときには、場合によってはそれを度外視して、我々が判断しなければいけないこともあるけれども、将来にわたって計画を立てるときには大事な項目ですよと言ったところ、事務局は実は厚いほうの報告書には書いてあるんだとおっしゃった。確かに厚いほうにはいろいろと書いてあるんだけれども、こういう場で議論するとき、あるいはほかの場でも、多分概説しか話せない場合が多いですね。そのときに、何と何が大事なのかというのは、こういうところの議論から常に学習していただいて、そういうものを概説の中で生かして欲しい。概説しか説明できないときには、そのことは必ず言わないといけないということを学習してください。学習せよと言うのは悪いけれども、お願いしたいと思います。

今回の説明の中でも、この概説に従って説明いただいたから、我々には非常にわかりやすかったのですが、本質的に大事なことで、分厚いほうには書いてあるんだけど、説明がなかったところが少しありますね。その一つが新保川の事例です。新保川では、総合的に判断した結果、事業を継続するという結論についてはお話しされたんだけど、ダム事業検証検討委員会の提言にしても、公共事業再評価委員会の結果でも、対応方針を県が書かれているところにも、ただし書きがありますね。これは大事なことでしたね。これは、最初に〇〇委員（委員）がおっしゃったこととも関連するのですが、30年という河川整備計画の中で見たときの事業が、より詳細にどういうタイムスパンの中で物を考えているかということと考えたときに、自分たちの対象となっている事業はどのような時間帯に位置づけられるのかということにかかわること、このことがよくも悪くも書いてあるわけです。これはやはり言うておいてもらわないといけないことだと思います。

本日こういうところでお話しされるときに、概説的な説明は非常にわかりやすい。確かに、継続を県が決めましたとか、そういう結論に至りましたということなんだけど、実はただし書きがついている場合もあること。これはしっかり認識しておかないといけません。これから将来の方向性をどんなふうに見ていくのかとか、その県の中でどういうふうに事業を進捗されていって、国がどういうふうにおつき合いしていかなければいけないのかということとかかかわっているし、その県での事業効果の発現の仕方にもかかかわっている、非常に重要なことだと思います。こういうことを含めて、こういう場での説明としていただきたいと思いました。そうすると、先ほどの〇〇委員（委員）の論点もクリアになるのではないかなという気がしました。

【委員】 〇〇先生（委員）、コメントいただいて、ありがとうございます。

ちょっとつけ加えますと、資料1の儀明川ダムの報告書は、「以上を総合的に判断した結果、儀明川ダム建設事業を継続する」というのが最後のまとめの言葉なんですね。2つ目の資料2の新保川の報告書の最後は、今の「以上を総合的に判断した結果、事業を継続する」というのの次に、「ただし云々」と。しばらく先になることからというのがあって、県は最後のページのこの3行を「ただし」で書いているんだけど、5-11とか5-13、委員会のほうの「ただし」というのはもうちょっと違って、実は幾つか、当面10年ぐらいかかる期間を乗り切る算段というのがあってという書き方をしているんですね。乗り切る算段があって、10年先に工事を始めるときにはよく見きわめてほしいという言い方なわけですね。だから、これは見方によっては、10年間乗り切る算段というのは代

替案なのではないかとかいうふうにも思わないでもないんですが、いずれにしても10年たって見きわめるといふようなことがあります。そうすると、こういうものは、中止、継続の判断をすることを棚上げしたいというようなメッセージでもあるかと思うんですね。今、ここでやっているのは、中止か継続かという二択なんですけれども、実際に抱えて上がってくるところでは、マルかバツかというのは結構苦しい案件もあってというあたりがここに出ているのかなと思って拝見しているんですが。だから、そのところが、もしかすると今後の治水というものの議論に要るのかもしれないというところで。

【委員】 この有識者会議で、今、〇〇先生（委員）がおっしゃったような、中止とか継続とか、そういうことを決定する場ではないので。例えば政務三役のほうで、いろいろジャッジメントが下される。それに当たって、この会議でいろいろご意見が今、出ているわけですね。そういうことを十分に理解していただいて、それを参考にして決めていただくということになるかと思うのです。だから、きょう出た意見のように、問題とすべきような、判断の上で非常に迷われるというか、そういうこともあると思うのですが、これはこの有識者会議は、そういった非常にフランクな意見を客観的に申し上げるということですので、ご了解をいただきたいと思います。

【委員】 私は、勝手に迷ってくださいとは言いたくないので、少しつけ加えますと、今のところをしっかりと議論することが必要ですね。10年先に本体着工となるような事例も出てくるかもしれない。それは10年後に議論したらいいというのではなくて、今、議論することが必要で、10年後に予算をつけ足して動くというのではなくて、場合によっては、周辺道路の整備であるとか、いろいろなものから攻めていくというふうな10年計画がしっかりできているか、20年計画がしっかりできているかというところをチェックすることが必要だと思うのです。そのときに、先ほど質問に出た、10年も20年もかかってやっていくと、毎年かかる事務所維持の経費などはかさんでいくでしょうという話とか、それまで眠ったごとくしておいて、ある期間になったときに一気にすべての事業、つけかえ道路から本体着工まで一気にやってしまう、あるいは技術的にできる最短のプログラムでやってしまうというのも一つの方法です。それらのどれがいいのかというのは、現場とよく相談してやっていただいて、悩みながら、どちらかにしようとするのではなくて、そういったポイントを押さえながら決めていただきたいことだということで、その思いで我々は議論させていただいたということだと思えます。

【委員】 ただいまの点は、この委員会は検証手続に関する意見を述べるまででありま

して、ここで中止、継続を決して断定するわけではない。しかし、報告書というのは非常に重たいものですから、これを見ますと、よく整理されていない部分があります。これは、共通的に各報告書の4-3の表やグラフは、固有名詞だけ取りかえて、中身は全く同じ。これが、結果的に常浪川、晒川、この2つが抜けますと、全体、毎年30億でやったら、約20年で達成できる計算になります。それから、手持ちの、既に着工済みの、この中に22年度完了のものが載っているのはおかしいですね。時点からいったら、これは外すべきなので。そういう未整理なところが方々にありまして、これ別に致命的というか、結論に影響があるわけではないんですけども、実際にどういう判断になるのか。

その30億円をどんどんつぎ込んで、手持ちは12.7年で全部できる計算になりますから、これを先にやってしまって、それからぼちぼちと、今、検証中のその中で継続した2ダムにかかっていけば、それで全体として19.7年で全部完了するというのを、では、河川整備計画は30年オーダーでやっているのだから、引き延ばして、毎年の予算を減らせばいいということにもなるわけです。30年計画というのは、どちらを操作するのかということになります。そして、この委員会は別にお金のことをあれこれ言うわけではありませんが、しかし、方針として、現地の検証検討委員会が10年先に着工するのだから、当座のしのぎにこれこれの導水をするとか、注水するとか書いてありますが、これは、見方によっては立派な代替案で、現地委員会は、なぜこれをまともにここに上げてこないのでしょうか。そういう意味でも、片手落ち、未整理の点があちこちに散見されるわけです。それは、指摘をするまででありますから、この委員会としては、別にそれがいいの、悪いのというわけではありませんけれども、つくづく並べて見ますと、そういうところは方々にあるようです。

【委員】 きょう政務官が、常浪でしたか、これについて代替案のほうが安いケースがあるというような話を気がつかれて、言われたんですが、私もこれは、これから申し上げることは、4ダム、新潟県が出されています。それで、せっかく同じ検討主体が言われているものだから、いい判断材料になっているなという気がしてしまして、少し比較ぎみに申しますが、どれが悪いとかいうことを言うわけではありません。事務局から、比較することは問題があるということを知っておりますので、何が悪いのかわかりませんが、今の最初に言いましたことを踏まえて申し上げたいと思います。私の気がついたポイントです。

常浪の場合に、代替案が安めになっている。匹敵するぐらいになってる。これは、私も

気になって、調べましたら、堤防が左右両岸合わせて二十数km、二十二、三kmだったと思いますが、比較的短い。したがって、堤防の工事費が安くなっている。そこへ持ってきて、先ほど来指摘されておりました常浪ダムについては、目的が一つ、要因が減りましたね。正常化の流量だけになりました。一方、儀明川ダムは継続なんですけど、これは規模は大きくないんですけども、流下能力がどうも低目なのだろうなと。要するに改善が急がれるというような認識があるのかなと。言いかえれば、私はダムと堤防という形の比較を頭の中でいつもしているものですから、堤防の整備が遅れているところでは、ダムのほうが効果的だと。だから、これまで随分ダムの事業が進められてきたのには理由があった。それに対して堤防の工事が、やると金がかかるというので、その辺のバランスがどの程度がいいのかというのが、河川整備計画といえますか、その辺の計画論でにらめっこしていただいて、検討されていくべきではないかと、素人考えでございませうけれども、私はそのような印象を持ちました。

あとは、今、発言にありましたので、以上、私の、堤防のほうから見た印象がそういうふうな。もし間違っている、それは違うよということがあれば、ご指摘いただければありがたいと思います。

【委員】 どうも。ほかに。

話は違うのですが、これ幾つか継続するものも、単にダムをつくるだけでなく、河道改修、そういったものを、皆、伴っているんですね。例えばダムに着手するというのが、10年とか、その先になる、こういう計画になっていますから、その間に、例えば下流などで河道の整備を始めるとかというようなことになって、その効果が段階的に発揮される、あるいは確認されるというようなことになれば、例えば5年ごとに見直すとかいうことを、それを監視委員会でダムについてはやられると思うんだけど、提示された代替案というか、その時点で事業計画をよく練り直してやれば、ダムでなくて、ほかのものに切りかわる可能性もあると思います。ということは、河川整備計画事業の見直しということになる、そういう可能性も、生まれてくるのではないかと思います。だから、そのほうがはるかに効果が短期間で発揮されて、かつ段階的な効果が発揮されるというようなこととか、コスト面でも必ずしもマイナスでなくて、プラス面で作用する、そういう場合があり得るのではないかと。

【委員】 先生おっしゃるとおりだと思います。河川整備計画レベルが、今の河川堤防あるいは河道面積と流下能力、それがあつたレベルだとしますが、それに対して、それが今、

予想されている超過洪水も含めまして、どの程度のものを考えるかによって、そのずれが小さいか、大きいかによって、ダムと比較するときはかなり違いが出てくるというような特徴がありそうだなということを、先ほど申し上げた。

【委員】 だから、ほんとはこの委員会でダムの一個一個の検証を済ませた後、今後どう考えるのかと。超過洪水に対してどう考えるのかとか、超過洪水にとって、どちらがベターかというような選択とか、あるいは世界じゅう、地球温暖化と言っている中で、将来を見据えたときの温暖化対策に対する対策を含めて考えたときには、総合的には100年ぐらいのスケールで考えたら、どちらが二度手間をやらない施策になっているのかとか、それを議論したいですけれども、今それを議論してしまうと、多分もう議論が空中分解してしまうので、あえて河川整備計画レベルの中でどうあるべきかという議論をしていると、私は認識しているので。ぜひその後を、超過洪水であるとか、計画を超える洪水に対してどちらがいいんだとか、足りないところはどうするんだとか、議論を早くやりたいなという気もしています。

【委員】 これからは、ともかく手戻りの内容をね。構造的な面での治水策もあるし、非構造的なものもあるし、何を基本にして治水を進めていくか。非常に大きいのは、おそらく危機管理というものをどれだけハード、どれだけソフトという、そういうことだと思うのです。だから、ダムなどでも、極端なことを言ったら、この間の9月の和歌山、奈良、三重全体で起こったような、あんな雨が降って洪水が起こると、ダム自体、貯水池がパンクしているわけですから、そういうことを考えると、それが、例えば再開発などでカバーできるかどうかとか。今も提案されているダム貯水池の有効活用とか、弾力的運用とかについても、そんなことはうまくできるかと言われたら、かなり問題なところもあって、ほんとにこれからの課題なんですよ。そこらを認識しながら、次のステップの治水対策をどうするかということを真剣に考えていかないことには。研究がされている途上にありますけれどもね。

【委員】 1つ、別のもっと単純な質問を。晒川の話なんですけれども、私自身は地元のほうがきちっと「中間とりまとめ」に沿っているかどうかを、ここで粛々と検討するというのが目的なので、それ以外のことを聞くのはちょっと筋違いかなと思うんですけれども、ここで雪解け水をどう処理するかという。克雪用水か。それで、もしダムをつくらないという結論になった場合、その水は結局どうすると言っておられるんですけど。私、これから読み切れないんです。信濃川から導水するのか、田川から導水すると言いたいので

か。

【委員】 田川です。

【委員】 田川でいいんですか。

【委員】 はい。

【委員】 そのときに、いずれにしろいいんですけれども……。

【委員】 これが、10年以上かかる。それは、おそらくいろいろ事業者の調整が要る。だから、河川使用者といますか、その間で実際に真剣な話し合いが行われて、調整可能なかどうか、そういう問題のほうが。

【委員】 だから、やる、やらないというのを審議する会だから、それ以外のことを我々が心配してあげることはないんだけど、1つ心配なのは、ここは国土交通省の方にお聞きしたいんだけど、きれいな水を持ってきて、例えば荒川から水を持ってきて、綾瀬川か何かに、地下鉄通って、汚い水をもう一回もとに戻すと。吸い上げて、もとに戻すから、水利権的にはいいだろうというんだけど、一つそれがいいのは、その下流に浄水場の取水口を持たないというところで、仮に汚い水を出しても、だれもそこから水をとる人がいないからいいというのが前提であると思うんだけど、それを言い出すと、下水の処理水だって、下流に浄水場の取水口があっても、上流に下水の放流口があるところなんて、利根川でも淀川でもいっぱいあるわけで。そういう意味でいうと、こういうもの、雪を流すためのものをもって、もとに戻して、川に戻すということに対する、例えば重金属の観点から見た安全性だとか何とかいうのはどういうふうになっているんですか。下水道だって、そうじゃないかと言われれば、そうなんだけれども。何か基準みたいなものがあるんですか。とって、流す。下に浄水場の取水口がある場合は、そんなのダメだよというか、それでもいいんだよとか、どうなっているんですか。

【事務局】 克雪用水に関しては、量的な基準はありますが、水質の基準に関しては、それに特化したものはありません。水質汚濁防止法などの中での一般的な判断になると思います。

【委員】 そうですか。時々うわさっぽく、重金属、結構多いんだよねとかいう話を聞きますのでね。そんなことを言ったら、下水処理だって重金属とっているわけではないから、それで流しているから同じなんですけれども、そのところは、私はちょっと危惧しましたという、これはコメントです。

【事務局】 排水に関しては、水質が悪化しないようにということ、一般的な水質の調

査を行い定期的に報告するようという条件をしていますけれども、先ほどのように重金属を特定している状況にはなっていません。一般的な水質管理の義務を、通常の取水や排水と同様に課しているということになります。

【委員】　しかし、克雪用水について、ここでもスノートピアであるとか、立派な公的計画があるわけですね。ですから、そういうものについて、もうあらかじめマークしておいて指導するとか。利根川には、よく高崎から出てきますね。何十年か前にはフェノールが流失しまして、利根沿川、銚子まで三日三晩かかって、本川を監視しながら流したということがあります。この間は、産廃処理場から出たという。これも、塩素と化合してできるもので、それ自体は何らマークされていなかったというわけですから。しかし、こういう面的に水を扱う場合には、しかも公的な計画で推進する以上は、しっかりとマークするようなことを。こちらは治水対策ではありますけれども、しかし、そういう事業そのものをチェックするというおつき合いをする以上は、そういったことも要望しておきたいと思えます。

【委員】　常浪川ダムの検討の結果なんですけれども、この中で治水の方式として、中間報告には書いていました、例えば土地利用の規制をして、宅地のかさ上げとか、あるいは輪中堤をつくるとか、そういう対策が実現可能性を持って出ていたんですけれども、今までそういうのが本格的な対策として立案されなかったように思われます。ほとんど最初の段階でだめだということになっていたんですけれども、今回この常浪川ダムについては、宅地のかさ上げ、河道改修、二線堤とか、こういう案がコスト的には非常に有利ですよ。これは非常に新しい発見というか、新しい指摘だと思うんです。ただし、地域の人からいろいろな問題が提起されて、これにはなかなか取り組めないよというようなことも書いていると思えますけれども。

ただし、この常浪川ダムについては、今までのダム方式ではなく、別途河川改修、あるいはほかのやり方を考えようとされているわけです。したがって、それは河川整備計画をきちんとつくられてやろうとされていると思えますけれども、そのときに、私が言いたいのは、例えば概要集でいけば、参考資料3-1の常浪川の治水対策4番目の宅地かさ上げ、河道改修、二線堤案です。これは宅地のかさ上げなどをしようと思ったら、土地利用の規制をおそらくかけていかなければいけない。時間かかると思うんですが。ただし、これは治水のやり方として非常に新しい芽ではないでしょうか。こういうのを、我々の中間報告の中には書いてきたんですけれども、今までこういうのが具体的上がってきたのは、僕は

なかったような気がします。これは非常におもしろいというか、おもしろいと言ったら、語弊があるかもしれないけれども、非常に新しい視点だと思います。こういうものにはどこに隘路があって、事務局サイドでも、これからおそらく県のほうと相談されると思いますけれども、こういうのをエンカレッジしていくことができれば、非常におもしろいのではないのでしょうか。

ということは、我々が考えた新しい治水方式というのは、どちらかと言ったら、こういうことだったように思います。ダムに頼らないということであれば、こういうふうな方式をやろうではないか。こういう議論を中間報告の中でしたように思います。これは非常におもしろい点だと思うんですけども、ただし、いろいろな問題点があるのでしょうか。例えば住民の人が反対するとか、その辺のことはあるのでしょうかけれども、それをもう少し時間をかけて、どういう形で解決していったら良いのか。これは戦略的にやっていく必要があるという印象を持ちました。

【委員】 かなり無理していると言ったら、あれだけでも、これを見ていても、掘削深が3mとか、それぐらいになっていて、しかもH.W.L.を、堀込河道だと取り扱って、その上はもう考えていない。いわゆるパラペットぐらいで。そういったのが、果たして……。ものすごい急流河川かどうか知りませんが、下のほうでうまくすりつくのかどうかとか、そういう問題も、それは十分検討はされているとは思いますが、ある限界があるのではないかという気はしないでもないと思います。これは、この事業主体が、次は具体的にお考えになることだと思いますけれどもね。ただし、おっしゃるように、そういったこと、新しい、例えば流儀としての治水を、方策をいろいろ考えられてきて、上げられているというのは、そういう意味では、我々にとって明るい材料だとは見ることはできると思います。

ほかにございませんか。

【事務局】 先ほど〇〇先生（委員）から、平成34年までの経費についてどう考えているのかというご質問がございましたが、現地に事務所がまだできておらず、それらの経費は事業費に見込んでいないとのことでした。

【委員】 また見直さなければいけないですね。当然のことながら、2つのダムか、そういうようなものは中止で答えを出してこられたといいますか、裁定された。そういったものと新しい代替案との事業費の比較、そういったものを入れて考えると、工期も当然見直されるところがあると思うのでね。

【事務局】 今後、実態に即して見直していかれると考えております。

【委員】 それでよろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 常浪川の例でいいのですけれども、これは全体の話で、資料3の4-52と
いうので費用対効果の話が出ていますけれども、これ勉強すればするほど、治水事業の費
用対効果とか、そういうのを見ると、治水事業はやたらと低く評価されてしまっていて、
人の命を救うためにやっているのに、人の命のことはまともには入ってきていないわけで。
道路の事業などは、バイパス道路をつくったら、費用対効果は10以上とかって簡単に出
てしまうんですけれども、同じことをやって、人の命を救う事業をやっていながら、何で
こんなに……。人の命を何で見積もるかなのだけれども。無限大と言ってしまえば無限大
なんですけれども、そういうことも言えない。だから、治水経済マニュアルどおりにやり
ましたら、こうでしたといっても、私は昔から、これは不公平な……。治水事業同士を比
較するにはいいけれども、ほかの事業と絶対評価し出したら、ものすごく割の合わない計
算だなと思っておりまして、その辺は、やった時点はこれが出ているわけだから、これを
参考にせざるを得ないんですけれども、少し見直すとかいうような方向は動いているんで
しょうか。その辺ちょっと教えていただけませんか。

【事務局】 先生のご指摘のとおりでして、治水事業の目的としては、人命も非常に重
要な要素です。現時点ではB/Cの評価には入っておりませんが、現在、治水経済調査マ
ニュアル案の見直しの委員会でご議論いただいております。その中で、定量的に評価す
るものの、それを便益としてカウントするかどうかという議論があります。少なくとも人
命を何らかの形で定量評価していくことは現在検討を進めております。

【委員】 わかりました。

【委員】 よろしいですか。それでは、時間になりましたので。

きょうは、4つのダムの結果につきましてご報告がございました。新潟県の儀明川ダム、
新保川生活貯水池再開発、その2つにつきましては、検討主体である新潟県からは継続と
いう対応方針での報告がございました。また、常浪川ダム、晒川生活貯水池につきまして
は、検討主体である新潟県からは中止という対応方針についてご報告がございました。こ
の4ダムについては、基本的には「中間とりまとめ」で示した共通的な考え方に沿って検
討されたと考えております。なお、本日各委員からございましたご指摘等につきましては、
よく整理しておいていただきたいと思います。また、最初にもございましたが、ご指摘を

踏まえて、検討主体に確認すべきことは確認して、その回答を各委員に伝えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ほかにならないようございましたら、議題の（２）にその他とございますが、本日は特に用意いたしておりません。

以上で、本日本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

続きまして、事務局から今後の日程などにつきまして説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 次回の日程等につきましては、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本有識者会議の規約に基づきまして、本日の議事要旨については、会議後、速やかに作成し、あらかじめ〇〇先生（委員）にご確認いただいた上で、会議資料とあわせて国土交通省ホームページにおいて公開させていただきます。また、本日の議事録につきましては、内容を委員の皆様にご確認いただいた後、発言者氏名を除いて、国土交通省ホームページにおいて公開することといたします。なお、冒頭で〇〇先生（委員）からもお話がございましたように、委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙中、恐縮でございますけれども、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員】 それでは、ありがとうございます。これをもちまして、会議を終了させていただくこととなりますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、「第23回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を終了させていただきます。本日は、非常にお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。それでは、終わります。

— 了 —